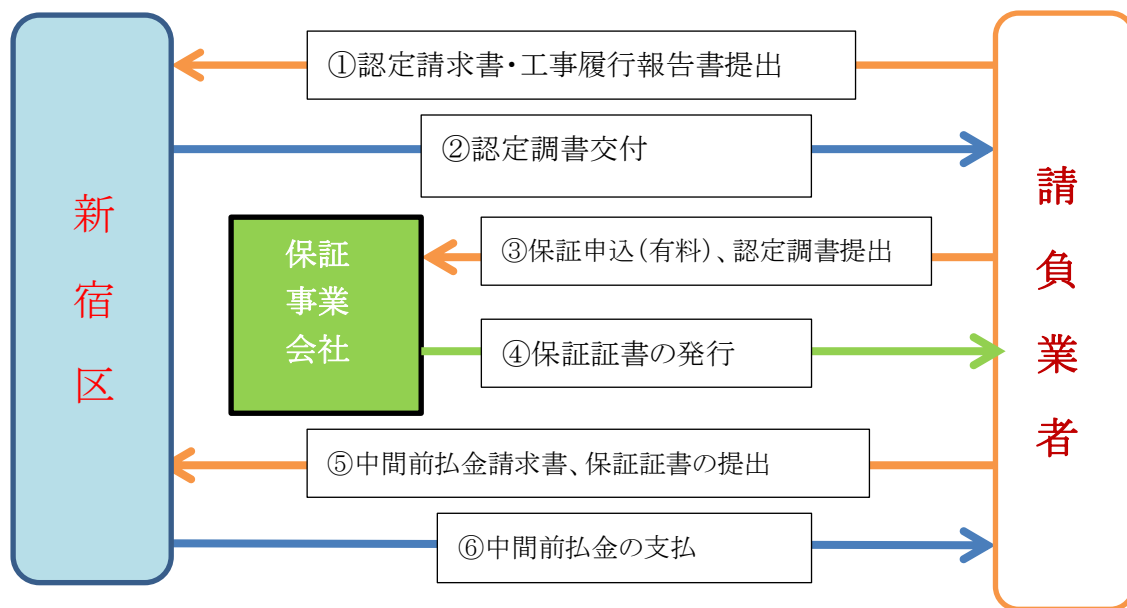


手続きの流れ



① 認定申請

中間前払金を請求する請負業者は、認定請求書（以下「請求書」という。）、工事履行報告書（以下「報告書」という。）を工事主管課に提出する。

【認定条件】

1. 前払金の支払いを受けていること、かつ部分払の支払いを受けていないこと。
2. 工期の2分の1を経過していること。
3. 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
4. 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

② 区は、認定請求書の内容を確認のうえ認定調書を交付します。

③ 請負業者は、認定調書を添えて、保証事業会社に中間前払金の保証契約を申込します。

④ 保証事業会社から中間前金払の保証証書が発行されます。

⑤ 請負業者は、中間前払金の保証証書、保証証書の写し、約款を添えて中間前金払請求書を工事主管課へ提出します。

⑥ 区は、請負業者に対して中間前払金の支払を行います。（振込み口座は前払金と同じ）